公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年３月２８日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第７号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１４年墨田区条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号を次のように改める。

⑴　一般財団法人墨田まちづくり公社

付　則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。